

議案第 25 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、制定の必要を認めたため、この案を提出するものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(米原市情報公開条例の一部改正)

第1条 米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条第1項中「第20条」を「第20条第3項」に改める。

第17条の見出しを「(手数料)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「当該写しの交付に要する費用を負担するものとする」を「米原市手数料条例(平成17年米原市条例第53号)に定める額の手数料を納めなければならない」に改め、同項を同条とする。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第20条を削る。

第19条第1項各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「または公開の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「決定または」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号中「決定または」を削り、「不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第21条において同じ。)」を取り消し、または変更し」を「審査請求の全部を認容し」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「とき。」を「場合(当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)」に改め、同号ただし書を削り、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定または」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。

以下この章において同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。)

第19条を第20条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 公開決定等または公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審

査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 21 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定または」を削り、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定または」を削り、同条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る公開決定等」の次に「（公開の請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）」を加え、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定または」を削る。

第 22 条第 1 項中「第 19 条」を「第 20 条」に改める。

第 23 条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 24 条および第 25 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 26 条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、第 23 条第 3 項もしくは第 4 項または前条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第 26 条に次の 1 項を加える。

- 3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせ、もしくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付または閲覧もしくは交付に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 27 条中「第 19 条」を「第 20 条」に改める。

第 28 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 32 条の 2 第 1 項中「（昭和 22 年法律第 67 号）」を削る。

（米原市行政手続条例の一部改正）

第 2 条 米原市行政手続条例（平成 17 年米原市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 10 号中「、異議申立て」および「、決定」を削る。

第 19 条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

(米原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 3 条 米原市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年米原市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「または居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「または居所」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 13 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代または代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条第 2 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第 11 条第 1 項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人および市長の主張の要旨
- (4) 理由

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 米原市職員の給与に関する条例（平成 17 年米原市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条または第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

(米原市税条例の一部改正)

第 5 条 米原市税条例（平成 17 年米原市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(米原市手数料条例の一部改正)

第 6 条 米原市手数料条例（平成 17 年米原市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「手数料」の次に「(別表行政不服審査等の項に掲げる手数料を除く。)」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条の 2 次の各号に定めるものは、当該各号に掲げる手数料について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 1 項または同法第 81 条第 3 項の規定により準用する同法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人または参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し、または免除することができる。

- (1) 審理員（行政不服審査法第 9 条第 3 項に規定する場合にあっては、審査庁） 別表行政不服審査等の項第 1 号および第 2 号に掲げる手数料
- (2) 米原市行政不服審査会 別表行政不服審査等の項第 3 号および第 4 号に掲げる手数料
- (3) 米原市選挙管理委員会 別表行政不服審査等の項第 5 号から第 8 号までに掲げる手数料
- (4) 米原市固定資産評価審査委員会 別表行政不服審査等の項第 9 号および第 10 号に掲げる手数料

別表介護の項の次に次のように加える。

情報公開および個人情報の開示	(1) 文書、図画または写真を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付	白黒 1 枚につき 10 円 カラー B4 判以下 1 枚につき 50 円 カラー A3 判 1 枚につき 80 円 ただし、両面に複写された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。
	(2) 電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付	
	(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付	CD-R 1 枚につき 100 円 DVD-R 1 枚につき 120 円

	(4) 技術的に困難等の理由で外部委託により作成する写しの交付	当該委託契約で定める額
	(5) 上記以外の方法による写しの交付	写しの作成に要する費用に相当する額
行政不服審査等	(1) 行政不服審査法第38条第1項に規定する書面または書類を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付	白黒 1枚につき10円 カラー B4判以下 1枚につき50円 カラー A3判 1枚につき80円 ただし、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	(2) 行政不服審査法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付	
	(3) 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する主張書面または資料を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付	
	(4) 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付	
	(5) 地方自治法第74条の2第	

4 項に規定する異議の申出
(地方教育行政の組織及び運
営に関する法律(昭和 31 年法
律第 162 号)第 8 条第 2 項に
おいて準用する場合を含む。
以下同じ。)について、同法第
258 条第 1 項の規定により準
用する行政不服審査法第 38 条
第 1 項に規定する書類を複写
機により用紙の片面または両
面に白黒またはカラーで複写
したものの交付

(6) 地方自治法第 74 条の 2 第
4 項に規定する異議の申出に
ついて、同法第 258 条第 1 項
の規定により準用する行政不
服審査法第 38 条第 1 項に規定
する電磁的記録に記録された
事項を用紙の片面または両面
に白黒またはカラーで出力し
たものの交付

(7) 公職選挙法(昭和 25 年法
律第 100 号)第 216 条第 1 項
の規定により準用する行政不
服審査法第 38 条第 1 項に規定
する書類を複写機により用紙
の片面または両面に白黒また
はカラーで複写したものの交
付

(8) 公職選挙法第 216 条第 1

	<p>項の規定により準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付</p>	
	<p>(9) 地方税法第 433 条第 11 項の規定により準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する書類または資料を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付</p>	
	<p>(10) 地方税法第 433 条第 11 項の規定により準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付</p>	

(米原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 7 条 米原市消防団員等公務災害補償条例 (平成 17 年米原市条例第 157 号) の一部を次のように改正する。

第 26 条 (見出しを含む。) 中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 8 条 米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 17 年米原市条例第 213 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(米原市個人情報保護条例の一部改正)

第9条 米原市個人情報保護条例(平成18年米原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第27条の見出しを「(手数料)」に改め、同条中「当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない」を「米原市手数料条例(平成17年米原市条例第53号)に定める額の手料を納めなければならない」に改める。

第36条第1項第1号中「同項」を「同条」に改める。

第2章中「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第43条を削る。

第42条第1項各号列記以外の部分中「または利用停止決定等」を「、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「決定または」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号中「決定または」を削り、「不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号および第44条において同じ。)を取り消し、または変更し」を「審査請求の全部を認容し」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「とき。」を「場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「決定または」を削り、「不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、または変更し」を「審査請求の全部を認容し」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「訂正請求の全部を容認して」を「保有個人情報の」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第4号中「決定または」を削り、「不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、または変更し」を「審査請求の全部を認容し」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「利用停止請求の全部を容認して」を「保有個人情報の」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定または」を削り、同条に次の1項を加える。

3 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。

以下この節および次章において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者または利用停止請求者(これらの者が審査請求人または参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

第42条を第43条とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定または」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定または」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定または」を削る。

第51条第1項中「第42条」を「第43条」に改める。

第52条第1項中「第42条」を「第43条」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第53条および第54条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第55条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審議会は、第52条第3項もしくは第4項または前条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第55条に次の1項を加える。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせ、もしくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付または閲覧もしくは交付に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議회가、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第56条中「第42条」を「第43条」に改める。

第 57 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

米原市情報公開条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市情報公開条例</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>審査請求</u>（第19条～第29条）</p> <p>第4章～第5章 略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第15条 公開請求に係る情報に国、独立行政法人等および地方公共団体ならびに請求者以外の者（以下この条、<u>第20条第3項</u>および第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開の請求に係る情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第16条 略</p> <p><u>（手数料）</u></p> <p>第17条</p> <p>情報の公開の請求をして、当該情報の写しの交付を受けるものは、<u>米原市手数料条例（平成17年米原市条例第53号）に定める額の手数料を納めなければなら</u> <u>ない。</u></p>	<p>米原市情報公開条例</p> <p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u>（第19条～第29条）</p> <p>第4章～第5章 略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第15条 公開請求に係る情報に国、独立行政法人等および地方公共団体ならびに請求者以外の者（以下この条、<u>第20条</u>および第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開の請求に係る情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>第16条 略</p> <p><u>（費用負担）</u></p> <p>第17条 <u>この条例の規定による情報の公開に係る手数料は、無料とする。</u></p> <p><u>2 情報の公開の請求をして、当該情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの</u> <u>交付に要する費用を負担するものとする。</u></p>

第18条 略

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 公開決定等または公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第20条 公開決定等または公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに米原市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この章において同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当

第18条 略

第3章 不服申立て

(審査会への諮問等)

第19条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに米原市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定または裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第21条において同じ。）を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る情報の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等 (公開の請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。) を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決 (第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(米原市情報公開審査会)

第22条 第20条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、米原市情報公開審査会 (以下「審査会」という。) を置く。

2～7 略

(審査会の調査権限)

第23条 略

2・3 略

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関 (以下「諮問実施機関」という。) は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人および参加人
- (2) 公開請求者 (公開請求者が不服申立人または参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定または裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の決定または裁決 (第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(米原市情報公開審査会)

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、米原市情報公開審査会 (以下「審査会」という。) を置く。

2～7 略

(審査会の調査権限)

第23条 略

2・3 略

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第26条 審査会は、第23条第3項もしくは第4項または前条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）させ、またはその写しを交付することができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第24条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第26条

審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせ、もしくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付または閲覧もしくは交付に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続等の非公開)

第27条 審査会の行う第20条第1項の諮問に応じ調査審議に係る手続および情報は、公開しない。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第29条～第32条 略

第32条の2 指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2・3 略

第33条以下 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条

(調査審議手続等の非公開)

第27条 審査会の行う第19条第1項の諮問に応じ調査審議に係る手続および情報は、公開しない。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第29条～第32条 略

第32条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2・3 略

第33条以下 略

例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

米原市行政手続条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>米原市行政手続条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続または第3章に規定する聴聞または弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において、法令または条例等に基づいてされる処分および行政指導</p> <p>（11） 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第18条 略</p> <p>（聴聞の主宰）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 前3号に規定する者であった者</p> <p>（5）・（6） 略</p>	<p>米原市行政手続条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、<u>決定</u>その他の処分の手続または第3章に規定する聴聞または弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において、法令または条例等に基づいてされる処分および行政指導</p> <p>（11） 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第18条 略</p> <p>（聴聞の主宰）</p> <p>第19条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>（5）・（6） 略</p>

第20条以下 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

第20条以下 略

米原市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>米原市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（審査の申出）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>（1） 審査申出人の氏名または名称および住所または居所</p> <p><u>（2） 審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p><u>（3）～（5） 略</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団もしくは財団であるとき、総代を互選したとき、または代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者もしくは管理人、総代または代理人の氏名および住所または居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 略</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代または代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>（書面審理）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本</p>	<p>米原市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（審査の申出）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>（1） 審査申出人の氏名または名称および住所</p> <p><u>（2）～（4） 略</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団もしくは財団であるとき、総代を互選したとき、または代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者もしくは管理人、総代または代理人の氏名および住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 略</p> <p>第5条 略</p> <p>（書面審理）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本</p>

および必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

3 略

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第7条～第10条 略

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人および市長の主張の要旨

(4) 理由

2 略

第12条以下 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

および必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 略

第7条～第10条 略

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。

2 略

第12条以下 略



米原市職員の給与に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員の給与に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第22条の2 略</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>第23条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>米原市職員の給与に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第22条の2 略</p> <p>第22条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条または第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>第23条以下 略</p>

米原市税条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法またはこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）または納付もしくは納入（以下本条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第18条の3以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法またはこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）または納付もしくは納入（以下本条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>第18条の3以下 略</p>

米原市手数料条例新旧対照表（第6条関係）

改正後			現 行		
<p>米原市手数料条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（手数料の減額または免除）</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料（別表行政不服審査等の項に掲げる手数料を除く。）を減額し、または免除することができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>第5条の2 次の各号に定めるものは、当該各号に掲げる手数料について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項または同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人または参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し、または免除することができる。</p> <p>（1） 審理員（行政不服審査法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁）別表行政不服審査等の項第1号および第2号に掲げる手数料</p> <p>（2） 米原市行政不服審査会 別表行政不服審査等の項第3号および第4号に掲げる手数料</p> <p>（3） 米原市選挙管理委員会 別表行政不服審査等の項第5号から第8号までに掲げる手数料</p> <p>（4） 米原市固定資産評価審査委員会 別表行政不服審査等の項第9号および第10号に掲げる手数料</p> <p>別表（第2条関係）</p>			<p>米原市手数料条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（手数料の減額または免除）</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、または免除することができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>		
区分	手数料の内容	手数料の額	区分	手数料の内容	手数料の額

略	
介護	略
情報公開	(1) 文書、図画または写真を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付 白黒 1枚につき10円 カラー B4判以下 1枚につき50円
および個人情報	の
開示	(2) 電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付 カラー A3判 1枚につき80円 ただし、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付 CD-R 1枚につき100円 DVD-R 1枚につき120円
	(4) 技術的に困難等の理由で外部委託により作成する写しの交付 当該委託契約で定める額
	(5) 上記以外の方法による写しの交付 写しの作成に要する費用に相当する額
行政不服審査等	(1) 行政不服審査法第38条第1項に規定する書面または書類を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付 白黒 1枚につき10円 カラー B4判以下 1枚につき50円 カラー A3判 1枚につき80円
	(2) 行政不服審査法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付 ただし、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	(3) 行政不服審査法第81条第3項の規

略	
介護	略

定により準用する同法第 78 条第 1 項に規定する主張書面または資料を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付

(4) 行政不服審査法第 81 条第 3 項の規

定により準用する同法第 78 条第 1 項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付

(5) 地方自治法第 74 条の 2 第 4 項に規

定する異議の申出（地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)について、同法第 258 条第 1 項の規定により準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する書類を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付

(6) 地方自治法第 74 条の 2 第 4 項に規

定する異議の申出について、同法第 258 条第 1 項の規定により準用する行政不服審査法第 38 条第 1 項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したも

のの交付

(7) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書類を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付

(8) 公職選挙法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付

(9) 地方税法第433条第11項の規定により準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書類または資料を複写機により用紙の片面または両面に白黒またはカラーで複写したものの交付

(10) 地方税法第433条第11項の規定により準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面または両面に白黒またはカラーで出力したものの交付

略

略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

米原市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	現 行
<p>米原市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第25条 略</p> <p>（審査請求）</p> <p>第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷または疾病が公務または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>第27条以下 略</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p>2 <u>行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>米原市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第25条 略</p> <p>（異議申立て）</p> <p>第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷または疾病が公務または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>第27条以下 略</p>

米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第8条関係）

改正後	現 行
<p>米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（公平委員会の報告事項）</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>付 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、<u>なお従前の例による。</u></p>	<p>米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（公平委員会の報告事項）</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>

米原市個人情報保護条例新旧対照表（第9条関係）

改正後	現 行
<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 実施機関の取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>（第42条～第44条）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第26条 略</p> <p><u>（手数料）</u></p> <p>第27条 開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書（第24条第3項の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、<u>米原市手数料条例（平成17年米原市条例第53号。）に定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>第28条～第35条 略</p> <p><u>（利用停止請求権）</u></p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>米原市個人情報保護条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 実施機関の取り扱う個人情報の保護</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>（第42条～第44条）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第26条 略</p> <p><u>（費用の負担）</u></p> <p>第27条 開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書（第24条第3項の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、<u>当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>第28条～第35条 略</p> <p><u>（利用停止請求権）</u></p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令または他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第7条第1項もしくは同条第2項の規定に違反して取得されたとき、または第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止または消去

(2) 略

2～5 略

第37条～第41条 略

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第7条第1項もしくは同項第2項の規定に違反して取得されたとき、または第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止または消去

(2) 略

2～5 略

第37条～第41条 略

第4節 不服申立て

(審議会への諮問等)

第42条 開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定または裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号および第44条において同じ。)を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定または裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認

正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節および次章において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者または利用停止請求者（これらの者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 決定または裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第43条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人および参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者または利用停止請求者（これらの者が不服申立人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第44条 第23条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第45条～第50条 略

第4章 米原市個人情報保護審議会

(米原市個人情報保護審議会)

第51条 第43条第1項の規定による諮問に係る事項その他この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議するため、米原市個人情報保護審議会を設置する。

2～5 略

(審議会の調査権限)

第52条 審議会は、第43条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2・3 略

(当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第44条 第23条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定または裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定または裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第45条～第50条 略

第4章 米原市個人情報保護審議会

(米原市個人情報保護審議会)

第51条 第42条第1項の規定による諮問に係る事項その他この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議するため、米原市個人情報保護審議会を設置する。

2～5 略

(審議会の調査権限)

第52条 審議会は、第42条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2・3 略

4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第53条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第54条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第55条 審議会は、第52条第3項もしくは第4項または前条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書または資料を閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表

4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第53条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第54条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第55条

審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等に対し、審議会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

示したものの閲覧)させ、またはその写しを交付することができる。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせ、もしくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付または閲覧もしくは交付に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第56条 審議会が第43条第1項の規定による諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第57条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第58条以下 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為または不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(調査審議手続の非公開)

第56条 審議会が第42条第1項の規定による諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第57条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第58条以下 略